

# 第 61 期 報 告 書

自平成20年4月1日  
至平成21年3月31日

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本  
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本



## 東都水産株式会社

# 事 業 報 告

〔平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで〕

## 1. 当社グループ（企業集団）の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱が実体経済へ悪影響を及ぼし、特に国際的な製造業における急速な減産への動きが、取巻く企業業績の悪化とそれに伴う雇用調整を招くなど、大変厳しい状況で推移いたしました。

食品流通業界におきましては、所得環境が悪化するなかで未解決の輸入冷凍食品への毒物混入事件や食品の表示偽装が相次いで報道され、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まり、消費マインドが冷え込むなど、依然厳しい状況で推移いたしました。

水産物卸売市場業界におきましては、前半は燃油高騰に苦しむ産地が自主休漁を実施するなどにより待望の魚価上昇への動きも見られましたが、米国における金融不安が顕在化した10月以降、末端需要の縮小による魚価の下落が顕著となりました。また、産地における漁獲枠や漁獲量の減少、市場外流通との競合激化等により、取扱数量も減少傾向で推移いたしました。ここ数年来の世界的な魚食ブームに伴う買い負け現象は、世界的な不況と過度に進んだ円高によって鳴りを潜めておりますが、消費者の生活防衛意識は強く、円高メリットを消費拡大に繋げることが叶わず、売上高向上に苦戦する非常に厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、消費者のニーズと消費形態の変化を見極め、「フレッシュ東水中期3ヵ年計画」により培われたスキルを有効に活用して、取扱商品の品質の向上に努め、グループ会社間の連携を密にして効率的な集荷・販売に注力することにより、経営基盤の強化を図ってまいりました。

当連結会計年度における部門別の売上概況は次のとおりであります。

当社グループの主要部門である卸売事業では、鮮魚はマジが昨年に引き続き順調に集荷され、豊漁のサンマや単価高のサバとともに売上を伸ばし、主力商品の鮪類は日本近海の本鮪（特に小型魚）の順調な水揚げによ

り売上増となりました。一方、ハマチ等養殖魚は単価は幾分上昇しましたが取扱数量が減少し、他の鮮魚類におきましても高低はまちまちですが、総じて入荷量の減少により売上減となりました。

冷凍魚は、計画的に買付在庫した商品におきましても、為替相場の激変と末端需要の縮小による単価の下落に翻弄された1年でした。数年前より顕著になっている海外諸国の水産物需要増大の傾向は後半には弱まり、カレイ類、タコは売上を伸ばしましたが、鮪類、イカ類、エビ類などは取扱数量が減少し売上減となりました。

塩干加工品におきましては、秋鮭、数の子、明太子など売上は伸びましたが、筋子、干スルメ、塩鮭等是不漁や売れ口不振により売上減となりました。練製品等加工食品は、原材料の高騰が製品価格に影響し若干の売上増となりました。

近年、消費者の食の安全・安心への関心が一層高まるなかで、取引先の要望も多様化し、これに答えるべく集荷・販売への更なる機動性確保とより良い商品の提供を課題に取り組んでまいりました結果、同部門の当年度の取扱数量165,841吨、取扱金額146,488百万円と前期に比べ数量で6.5%の減少、金額で5.6%の減少となりました。

冷蔵倉庫及びその関連事業におきましては、AERO TRADING社（カナダ・バンクーバー市）が堅調に推移し、船橋工場の東水フーズ株式会社が新たに寄与しました結果、同部門の売上高は7,917百万円と前期に比べ11.0%の増加となりました。

不動産賃貸部門の売上高は、全国的な不況による賃貸ビル等の稼働率と賃料の低下を受け697百万円と前期に比べ5.1%の減少となりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は155,103百万円と前期に比べ4.9%の減少となり、経常損失は925百万円（前期経常利益1,051百万円）、貸倒引当金戻入額を特別利益に、関係会社株式売却損等を特別損失にそれぞれ計上いたしました結果、当期純損失は1,074百万円（前期純利益746百万円）となりました。

また、当社の当期売上高につきましては、101,806百万円と前期に比べ4.0%減少し、販売諸経費の削減と売掛金の回収に努めましたが経常損失は816百万円（前期経常利益576百万円）となりました。関係会社株式売却益と貸倒引当金戻入額を特別利益に計上し、関係会社に対する投資損失引当金繰入額を特別損失に計上しました結果、当期純損失は1,242百万円

(前期純利益406百万円)となりました。

このようななかで、当社内で昨年9月に密漁アワビの販売委託を受け、築地市場内の仲卸業者に販売していた事実が判明いたしました。今回の事態を真摯に受け止めて深く反省するとともに、関係各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。当社といたしましては、再発防止に向け全職員を対象にコンプライアンスに関する研修を実施し、グループ会社に対しても今回の事態を報告・説明し、法令等の遵守を徹底するよう指導いたしております。また、業界内で産地サイドとも連携して今後の対策を検討しておりますことをご報告申し上げます。

連結の部門別売上構成につきましては、次のとおりであります。

(単位 百万円)

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
水 産 物 卸 売	146,488	94.4%	94.4%
冷 蔵 倉 庫 及 び そ の 関 連 事 業	7,917	5.1%	111.0%
不 動 産 賃 貸	697	0.5%	94.9%
合 計	155,103	100.0%	95.1%

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、400百万円であり、主なものは船橋冷凍工場の改修工事及び豊海東都水産冷蔵株式会社第2工場の外壁防熱工事であります。

## ③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、取引銀行との間で、2,050百万円のタームローン及び1,250百万円の貸出コミットメント、総額3,300百万円のシンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結し、グループ会社を網羅した資金の効率的な運用を実施しております。

なお、平成21年3月31日現在の借入残高は、タームローン1,435百万円であります。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はございません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はございません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はございません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
当社は、平成20年10月1日付けで持分法適用関連会社である川崎魚市場株式会社の発行する株式のうち、当社が所有する全株式を横浜魚類株式会社へ420百万円で譲渡いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成17年度 第58期	平成18年度 第59期	平成19年度 第60期	平成20年度 (当連結会計年度) 第61期
売 上 高(百万円)	172,069	172,594	163,014	155,103
経 常 利 益(百万円)	1,243	1,326	1,051	△ 925
当 期 純 利 益(百万円)	1,271	1,116	746	△ 1,074
1株当たり当期純利益(円)	32.24	27.73	18.54	△ 26.80
総 資 産(百万円)	32,853	35,946	31,674	24,581
純 資 産(百万円)	12,334	12,423	11,287	8,781

(注) 1. 第59期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. △印は、損失を示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成17年度 第58期	平成18年度 第59期	平成19年度 第60期	平成20年度 (当事業年度) 第61期
売 上 高(百万円)	112,813	114,953	105,995	101,806
経 常 利 益(百万円)	348	602	576	△ 816
当 期 純 利 益(百万円)	397	418	406	△ 1,242
1株当たり当期純利益(円)	9.89	10.39	10.10	△ 30.97
総 資 産(百万円)	25,836	28,573	23,877	18,061
純 資 産(百万円)	9,515	8,888	7,118	5,377

- (注) 1. 第59期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. △印は、損失を示しております。

### (3) 重要な子会社の状況

#### ① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 (百万円)	主要な事業の内容	当 社 の 議 決 権 比 率 (%)
(連結子会社)			
(株) 埼 玉 県 魚 市 場	376	水産物卸売、冷蔵倉庫及びその関連事業、不動産賃貸	100.0
千 葉 魚 類 (株)	75	水産物卸売	100.0
川 越 水 産 市 場 (株)	50	水産物卸売	100.0
釧 路 東 水 冷 凍 (株)	30	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工冷蔵倉庫業)	100.0
AERO TRADING CO., LTD.	(千C\$) 1,362	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工)	100.0
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	(千C\$) 2,400	不動産賃貸	100.0 ( 50.0)
東 京 大 田 魚 市 場 (株)	125	水産物卸売	100.0
豊 海 東 都 水 産 冷 蔵 (株)	180	冷蔵倉庫及びその関連事業	100.0 ( 50.0)
東 水 フ ー ズ (株)	45	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工冷蔵倉庫業)	100.0

- (注) 1. 平成20年10月1日付けで持分法適用関連会社である川崎魚市場株式会社の発行する株式のうち、当社が所有する全株式を横浜魚類株式会社へ譲渡いたしました。
2. 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合を内数で表示しております。

#### (4) 対処すべき課題

水産物卸売市場業界におきましては、世界的な景気の減速による企業業績の急速な悪化、それに伴う雇用・所得環境の低迷などにより消費マインドが冷え込み、また、内外の情勢から取扱数量が伸び悩む傾向が恒常化し、引き続き厳しい環境で推移すると思われます。

このような状況のなか当社グループは、新たに、中長期戦略検討委員会において管理職を中心としたプロジェクトチームを立ち上げ、**マーケティング力の強化、新規分野の開拓、業務の合理化、情報力の強化、組織の整備、企業の社会的責任（CSR）活動の推進、財務強化等**について検討し、コンプライアンス体制の強化を核とした内部統制システムの構築とともに「会社にとって何が必要か」を調査・提言する体制を構築し実行に移しております。

当社グループは生鮮食料品の安定供給を担う卸売業者としての公共的使命を自覚し、経営の透明性に意を用い常に信頼される企業グループを指標し、業績の向上と経営基盤の強化に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

各種水産物及び加工品の卸売業並びに冷蔵倉庫業

#### (6) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

##### ① 当 社

東 都 水 産 株 式 会 社	本 社	東京都中央区築地 5-2-1
	工 場	同上



② 子 会 社 (9社)

株式会社埼玉県魚市場	本 社	埼玉県さいたま市北区
千葉魚類株式会社	本 社	千葉県千葉市美浜区
川越水産市場株式会社	本 社	埼玉県川越市
釧路東水冷凍株式会社	本 社	北海道釧路市
AERO TRADING CO., LTD.	本 社	カナダ国バンクーバー市
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	本 社	カナダ国バンクーバー市
東京大田魚市場株式会社	本 社	東京都大田区
豊海東都水産冷蔵株式会社	本 社	東京都中央区
東水フーズ株式会社	本 社	千葉県船橋市

(7) 使用人の状況 (平成21年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
466 (179) 名	9 (△22) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。△は減員を示しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
213 (45) 名	6 (△4) 名	44.1歳	20.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。△は減員を示しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,580百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,200
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,280
農 林 中 央 金 庫	900

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成21年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 128,000千株
- ② 発行済株式の総数 40,260千株
- ③ 株主数 5,208名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主  
該当する株主はございませんので、上位10名の株主を記載しております。

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
松岡冷蔵株式会社	3,170千株	7.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,506	6.29
みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託	1,967	4.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	1,606	4.03
株式会社みずほコーポレート銀行	1,306	3.28
株式会社マルハニチロ水産	1,232	3.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,072	2.69
株式会社三陽	955	2.39
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	907	2.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	903	2.26

(注) 出資比率は自己株式(439,792株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

### (3) その他株式に関する重要な事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成20年12月5日から平成21年3月19日を取得期間とした自己株式の取得を行い、400千株取得いたしております。

#### (4) 会社役員 の 状 況

##### ① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

会社における地位、担当及び主な職業または他の法人等の代表状況	
代表取締役 社長	関本吉成
代表取締役（内部統制室室長・事業本部長・総務部門担当） 副社長 川越水産市場株式会社 代表取締役社長	高木邦幸
専務取締役（営業本部長・管理部、特種部、大物部、販売促進室担任）	押方翼
常務取締役（営業副本部長・冷凍塩魚部、加工品部、開発部担任）	森高規之
取締役（総務部長）	篠崎政文
取締役（経理部長）	青山憲夫
取締役（鮮魚部長）	加部久男
取締役（東京冷凍工場工場長） 豊海東都水産冷蔵株式会社 代表取締役社長	石本弘幸
常勤監査役	中島松壽
常勤監査役	政本富士男
監査役	河合健一郎
監査役 公認会計士	小竹誠

- (注) 1. 監査役河合健一郎氏及び監査役小竹誠氏は、社外監査役であります。  
2. 監査役小竹誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況	退任日
取締役特種部長	前川三四郎	特種部部長	平成20年6月27日

(注) 取締役特種部長 前川三四郎氏は、任期満了による退任であります。

### ③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	9名 (—)	65百万円 (—)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	16 (6)
合 計	13	82

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額210万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第46回定時株主総会において月額450万円以内と決議いただいております。

なお、当社は役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成19年12月8日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び支給対象者全員の受給放棄の同意による計上済み役員退職慰労引当金の全額取崩を決議し、平成19年度において取崩しております。

### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の会社における業務執行取締役、社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の会社との関係  
該当事項はございません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
- ・ 取締役会及び監査役会への出席状況  
河合監査役 取締役会（30回開催）90%出席  
監査役会（9回開催）89%出席  
小竹監査役 取締役会 53%・監査役会 78%出席
  - ・ 取締役会及び監査役会における発言状況  
監査役河合健一郎氏は、水産業界に係わる情報に精通しており、当該分野における取締役会の意思決定に対し助言・提言を行っており、監査役会においても、必要な発言を行っております。  
監査役小竹 誠氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会

の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムにつき適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

(5) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

海外の子会社の一部は、財務調査を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は職務の執行において取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて適正な職務執行を行い、その状況を取締役に報告する。万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容及び対処案が直ちにコンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

また、コンプライアンスマニュアルにおいて反社会的勢力排除を明記し、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することとし、反社会的勢力との関係は断固排除する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定及び報告に関しては、法令に定めがあるものの他、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定して適切に保存・管理し、取締役、監査役及び会計監査人が何時でも閲覧できる状態を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、多様化する損失リスクの評価と対応方法の設定を行い、これらをすべて文書化し、内部統制室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。内部統制室はグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告し、これを受けた取締役会でその改善策を審議・決定することにより実効性のある損失リスク管理体制を構築する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
「中期経営計画」の策定により経営方針の明確化と社内目標を具体化し、「各年度計画」の四半期及び月別の予算管理を実施することにより、業務遂行の進捗状況を把握し、経営資源の最適活用を図る体制を確保する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
使用人の法令・定款遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを策定するとともに、使用人に対して適切な研修体制を整え、各部署にコンプライアンス責任者等の必要な人員配置を行い、コンプライアンスマニュアルの実施状況を管理・監視する。また、内部通報制度等を整備して法令・定款違反等がトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築し、社内での自浄作用を機能させて不祥事の未然防止を図る。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
内部統制室は四半期毎に子会社及び関連会社（以下、子会社等と言う。）に関するリスク情報の有無を監査し、子会社等に損失のリスクが発生しこれを把握した場合には、直ちに発見されたリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。また、当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部統制室は子会社等の内部統制室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行うなど密接に連携を図る。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は職務遂行を補助すべき部署として、内部統制室スタッフが兼務するものとする。



⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務遂行を補助する内部統制室スタッフは、その補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、人事、処遇関係については監査役との事前協議を前提とする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は以下の報告を監査役に対して行う。

- イ. 会社に重大な損失を与える恐れのある事実を発見した場合は、直ちに報告する。
- ロ. 役職員による違法または不正な行為を発見した場合は報告を行う。
- ハ. 定期的または監査役の指示により、子会社等を含む業務の執行状況を報告する。
- ニ. リスク管理統括責任者は、定期的または監査役の指示により担当する部門のリスク管理体制について報告する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役監査に対し、内部監査部門、取締役、使用人は協力する。
- ロ. 監査役は、代表取締役との定期的な会合をもち、意見交換を行い効果的な監査業務の遂行を図る。
- ハ. 監査役は、定期的または必要に応じて会計監査人と意見交換を行い、適正な業務の遂行に努める。
- ニ. 監査役は必要に応じて外部専門家の意見を聞き、適正な監査の維持に努める。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

## 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	16,116	<b>流動負債</b>	11,267
現金及び預金	4,172	支払手形及び買掛金	3,231
受取手形及び売掛金	8,609	短期借入金	6,639
商品及び製品	3,929	未払法人税等	35
仕掛品	28	賞与引当金	95
原材料及び貯蔵品	235	その他	1,265
繰延税金資産	6	<b>固定負債</b>	4,532
その他	484	長期借入金	1,472
貸倒引当金	△ 1,348	繰延税金負債	116
<b>固定資産</b>	8,464	再評価に係る繰延税金負債	426
<b>有形固定資産</b>	6,619	退職給付引当金	1,552
建物及び構築物	2,439	その他	964
機械装置及び運搬具	493	<b>負債合計</b>	15,800
土地	3,583	<b>純資産の部</b>	
その他	102	<b>株主資本</b>	8,752
<b>無形固定資産</b>	289	資本金	2,376
借地権	178	資本剰余金	1,017
のれん	13	利益剰余金	5,417
その他	97	自己株式	△ 58
投資その他の資産	1,555	評価・換算差額等	28
投資有価証券	991	その他有価証券評価差額金	59
破産更生債権等	4,157	繰延ヘッジ損益	3
その他	259	土地再評価差額金	403
貸倒引当金	△ 3,852	為替換算調整勘定	△ 438
<b>資産合計</b>	24,581	<b>純資産合計</b>	8,781
		<b>負債及び純資産合計</b>	24,581

## 連結損益計算書

〔平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		155,103
売 上 原 価		148,292
売 上 総 利 益		6,810
販売費及び一般管理費		7,853
営 業 損 失		1,042
営 業 外 収 益		334
受 取 利 息	51	
受 取 配 当 金	33	
為 替 差 益	170	
そ の 他	78	
営 業 外 費 用		217
支 払 利 息	141	
持分法による投資損失	25	
そ の 他	50	
経 常 損 失		925
特 別 利 益		167
貸倒引当金戻入額	167	
特 別 損 失		200
関係会社株式売却損	171	
投資有価証券評価損	29	
税金等調整前当期純損失		958
法人税、住民税及び事業税	121	
法人税等調整額	△ 4	116
当 期 純 損 失		1,074

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から〕  
〔平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前 期 末 残 高	2,376	1,017	6,693	△ 5	10,081
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 201		△ 201
当 期 純 損 失			△1,074		△ 1,074
土地再評価差額金の取崩			0		0
自己株式の取得				△52	△ 52
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△1,275	△52	△ 1,328
当 期 末 残 高	2,376	1,017	5,417	△58	8,752

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	
前 期 末 残 高	320	0	274	610	1,206	11,287
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 201
当 期 純 損 失						△ 1,074
土地再評価差額金の取崩						0
自己株式の取得						△ 52
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△261	3	129	△1,048	△1,177	△ 1,177
当 期 変 動 額 合 計	△261	3	129	△1,048	△1,177	△ 2,506
当 期 末 残 高	59	3	403	△ 438	28	8,781

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数

9社

連結子会社の名称

埼玉県魚市場、千葉魚類(株)、川越水産市場(株)、  
釧路東水冷凍(株)、AERO TRADING CO., LTD.、SUNNY  
VIEW ENTERPRISE LTD.、東京大田魚市場(株)、豊海  
東都水産冷蔵(株)、東水フーズ(株)

##### ② 非連結子会社の状況

会社名

辰巳産業(株)、(有)埼玉

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益  
(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合  
う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響  
を及ぼしていないため連結の範囲から除外してい  
る。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用会社

前連結会計年度に持分法を適用した川崎魚市場(株)  
は当社が所有する株式をすべて売却したため、持  
分法適用の範囲より除外している。

変更後の持分法適用会社はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社

辰巳産業(株)、(有)埼玉

関連会社

東都小揚(株)、埼玉魚市場氷販(有)

持分法を適用しない理由

各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰  
余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書  
類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても  
重要性がないため、持分法の適用範囲から除外し  
ている。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AERO TRADING CO., LTD.、SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.の決算  
日は12月31日であり、また釧路東水冷凍(株)、豊海東都水産冷蔵(株)、東水フーズ(株)の決  
算日は1月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用  
し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行って  
いる。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券  
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、当社の賃貸住宅・賃貸冷蔵庫・社宅の一部、当社及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)は定額法

##### ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、会計基準変更時差異(385百万円)については、15年による按分額を費用処理している。

ハ. 退職給付引当金

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしている。

- ④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めている。
- ⑤ 重要なリース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっている。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- | <u>ヘッジ手段</u> | <u>ヘッジ対象</u> |
|--------------|--------------|
| 金利スワップ       | 借入金          |
| 為替予約         | 外貨建債権・債務     |
- ハ. ヘッジ方針  
当社の内部規定である「外国為替事務取扱規程」及び「リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略している。
- ⑦ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用している。
- ⑧ のれんの償却に関する事項  
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っている。
- ⑨ 消費税等の会計処理  
税抜方式によっている。

## (会計方針の変更)

### ① たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法によっていたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。

これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は493百万円増加している。

### ② 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。

これによる損益に与える影響額は軽微である。

### ③ リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

これによる損益に与える影響額は無い。

## (表示方法の変更)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から、「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記している。

## (追加情報)

### ① 有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、建物及び構築物の一部について耐用年数を主として30年から18年に、機械装置の耐用年数を主として13年から12年に変更している。

これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ5百万円増加している。



- ② 退職給付における過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数変更  
過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理することとし、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしていたが、従業員の平均残存勤務期間を見直した結果、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を従来の13年から11年に変更している。

これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ15百万円増加している。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

投資有価証券	202百万円
建物及び構築物	146
機械装置及び運搬具	90
土地	468
計	907

### 担保に係る債務

短期借入金	2,495百万円
長期借入金（1年以内返済分を含む）	161
計	2,656

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,272百万円

- (3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

- ① 再評価を行った日 平成14年3月31日
- ② 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。

- ③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 117百万円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	40,260	—	—	40,260
合計	40,260	—	—	40,260
自己株式				
普通株式(注)	21	418	—	439
合計	21	418	—	439

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加418千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加400千株、単元未満株式の買取りによる増加18千株である。

#### (2) 配当に関する事項

##### イ. 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	201	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

普通配当 3円

記念配当 2円

ロ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	119	利益剰余金	3	平成21年3月31日	平成21年6月29日

#### 4. 1株当たり情報に関する注記

- |              |         |
|--------------|---------|
| ① 1株当たり純資産額  | 220円53銭 |
| ② 1株当たり当期純損失 | 26円80銭  |

##### (重要な後発事象)

当社は、平成21年4月10日開催の取締役会において、下記のとおり希望退職者の募集を行うことを決議いたしました。

##### 希望退職者募集の概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 募集人員 | 10名程度   |
| (2) 対象者  | 平成21年4月1日時点で満49歳以上59歳未満の者                                 |
| (3) 募集期間 | 平成21年5月25日から平成21年5月30日まで                                  |
| (4) 退職日  | 平成21年6月30日  |
| (5) 優遇措置 | 本退職者に関しては特別割増退職金を支給する。<br>また、希望者に対しては再就職支援会社を通じた再就職支援を行う。 |

これに伴い、特別割増退職金及び再就職支援費用の発生が見込まれますが、全額翌連結会計年度に特別損失として計上する予定です。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

東都水産株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山正治	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	麻生和孝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦康雄	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東都水産株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東都水産株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第61期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月12日

東 都 水 産 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 中 島 松 壽 (印)

常勤監査役 政 本 富士男 (印)

社外監査役 河 合 健一郎 (印)

社外監査役 小 竹 誠 (印)

# 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	11,168	流動負債	9,643
現金及び預金	1,489	支払手形	8
売掛金	5,288	受託販売未払金	228
商品及び製品	3,024	買掛金	1,678
前渡金	232	短期借入金	5,870
前払費用	6	関係会社短期借入金	1,000
関係会社短期貸付金	1,557	未払金	240
未収入金	68	未払費用	319
その他	59	未払法人税等	12
貸倒引当金	△ 558	未払消費税等	125
固定資産	6,893	預り金	82
有形固定資産	3,627	前受収益	8
建物	1,430	賞与引当金	68
機械及び装置	207	固定負債	3,040
工具、器具及び備品	46	長期借入金	1,410
土地	1,934	繰延税金負債	113
その他	8	再評価に係る繰延税金負債	408
無形固定資産	202	退職給付引当金	657
借地権	178	長期預り保証金	442
ソフトウェア	15	その他	8
その他	8	負債合計	12,684
投資その他の資産	3,063	純 資 産 の 部	
投資有価証券	865	株主資本	5,035
関係会社株式	1,875	資本金	2,376
関係会社長期貸付金	842	資本剰余金	959
破産更生債権等	3,023	資本準備金	953
その他	127	その他資本剰余金	6
貸倒引当金	△ 2,839	利益剰余金	1,757
投資損失引当金	△ 830	利益準備金	594
資産合計	18,061	その他利益剰余金	1,163
		固定資産圧縮積立金	101
		別途積立金	2,153
		繰越利益剰余金	△ 1,091
		自己株式	△ 58
		評価・換算差額等	342
		その他有価証券	64
		評価差額金	3
		繰延ヘッジ損益	274
		土地再評価差額金	274
		純資産合計	5,377
		負債及び純資産合計	18,061

# 損 益 計 算 書

〔平成20年 4月 1日から  
平成21年 3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	101,806
売 上 原 価	98,241
売 上 総 利 益	3,564
販売費及び一般管理費	4,457
営 業 損 失	892
営 業 外 収 益	259
受取利息及び配当金	216
そ の 他	43
営 業 外 費 用	183
支 払 利 息	137
そ の 他	46
経 常 損 失	816
特 別 利 益	433
関係会社株式売却益	320
貸倒引当金戻入額	113
特 別 損 失	859
投資損失引当金繰入額	830
投資有価証券評価損	29
税 引 前 当 期 純 損 失	1,242
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	△ 2
当 期 純 損 失	1,242

## 株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から〕  
〔平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本											自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					利益剰余金計		
		資本準備金	その他本 資剰余金	資 本 計	利 益 計	そ の 他 利 益 剰 余 金							
						退職手 当基金	固 定 資 産 任 務 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
前 期 末 残 高	2,376	953	6	959	594	110	104	1,853	539	3,200	△ 5	6,530	
当 期 変 動 額													
退職手当基金の取崩						△110			110	－		－	
固定資産任務積立金の取崩							△ 2		2	－		－	
別途積立金の積立								300	△ 300	－		－	
剰余金の配当									△ 201	△ 201		△ 201	
当期純損失									△1,242	△1,242		△1,242	
土地再評価差額金の取崩									0	0		0	
自己株式の取得											△52	△ 52	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)													
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△110	△ 2	300	△1,630	△1,443	△52	△1,495	
当 期 末 残 高	2,376	953	6	959	594	－	101	2,153	△1,091	1,757	△58	5,035	

項目	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
前 期 末 残 高	312	0	274	587	7,118	
当 期 変 動 額						
退職手当基金の取崩					－	
固定資産任務積立金の取崩					－	
別途積立金の積立					－	
剰余金の配当					△ 201	
当期純損失					△1,242	
土地再評価差額金の取崩					0	
自己株式の取得					△ 52	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△248	3	△ 0	△245	△ 245	
当期変動額合計	△248	3	△ 0	△245	△1,741	
当 期 末 残 高	64	3	274	342	5,377	



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| ① 関係会社株式                  | 総平均法による原価法   |
| ② その他有価証券<br>時価のあるもの      | 決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) |
| 時価のないもの                   | 総平均法による原価法   |
| ③ デリバティブ                  | 時価法  |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法<br>商 品 | 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)              |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産

定率法  
なお、賃貸住宅・賃貸冷蔵庫・社宅の一部及び平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)は定額法

#### (3) 引当金の計上基準

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金   | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。   |
| ② 投資損失引当金 | 投資に係る損失に備えるため、被投資会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上している。  |
| ③ 賞与引当金   | 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。  |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。<br>過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理することとしている。<br>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 |

(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理することとしている。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっている。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金
為替予約	外貨建債権・債務

③ ヘッジ方針

当社の内部規定である「外国為替事務取扱規程」及び「リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略している。

(7) 消費税等の会計処理

(会計方針の変更)

① たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法によっていたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定している。

これにより、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は468百万円増加している。

## ② リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

これによる損益に与える影響額は無い。

### （表示方法の変更）

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前事業年度において、「商品」として掲記されていたものは、当事業年度から「商品及び製品」と一括して掲記している。

### （追加情報）

#### ① 有形固定資産の耐用年数の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、建物の一部について耐用年数を主として30年から18年に、機械及び装置の耐用年数を主として13年から12年に変更している。

これにより、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ3百万円増加している。

#### ② 退職給付における過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数変更

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理することとし、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしていたが、従業員の平均残存勤務期間を見直した結果、当事業年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を従来の13年から11年に変更している。

これにより、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ15百万円増加している。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

投資有価証券	202百万円
建物	146
機械及び装置	90
土地	338
計	777

### 担保に係る債務

短期借入金	2,495百万円
長期借入金（1年以内返済分を含む）	80
計	2,575

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,979百万円

(3) 保証債務 0百万円

### (4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	1,767百万円
長期金銭債権	842百万円
短期金銭債務	1,540百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

① 再評価を行った日 平成14年3月31日

② 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。

③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
117百万円

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

① 売上高	3,802百万円
② 仕入高	2,975百万円
③ 営業取引以外の取引高	152百万円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
自己株式				
普通株式	21,095	418,697	—	439,792
合計	21,095	418,697	—	439,792

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加418,697株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加400,000株、単元未満株式の買取りによる増加18,697株である。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	706百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	343
投資損失引当金繰入否認	337
たな卸資産評価損否認	190
賞与引当金損金算入限度超過額	27
投資有価証券評価損否認	260
ゴルフ会員権評価損否認	12
繰越欠損金	597
その他	22

繰延税金資産小計 2,498

評価性引当金 △2,498

繰延税金資産計 —

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△ 69
その他有価証券評価差額金	△ 44
繰延税金負債計	△ 113
繰延税金負債の純額	△ 113

再評価に係る繰延税金負債

土地 △ 408

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりである。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車 輛 運 搬 具	9	4	4
工具、器具及び備品	339	254	85
計	348	259	89

取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	64百万円
1年超	25
合計	89

未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	73百万円
減価償却費相当額	73百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はない。

7. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社等	川越水産市場㈱	50	水産物卸売業	100.0	兼任2名	融資	資金の貸付	200	短期貸付金	400
							利息の受取	4	未収入金	0
	東京大田魚市場㈱	125	水産物卸売業	100.0	兼任2名	融資	資金の貸付	180	短期貸付金	30
								—	長期貸付金	380
							利息の受取	5	未収入金	0
	豊海東都水産冷蔵㈱	180	冷蔵倉庫業	100.0 間接 (50.0)	兼任3名	融資	資金の貸付	400	短期貸付金	340
							利息の受取	4	未収入金	0
	東水フーズ㈱	45	水産物製造加工冷蔵倉庫業	100.0	兼任3名	融資	資金の貸付	1,290	短期貸付金	667
								500	長期貸付金	462
							利息の受取	12	未収入金	1
	㈱埼玉県魚市場	376	水産物卸売業、冷蔵倉庫業、不動産賃貸業	100.0	兼任1名	融資	資金の借入	1,000	短期借入金	1,000
							利息の支払	7	未払費用	1
	AERO TRADING CO., LTD.	千C \$ 1,362	水産物製造加工業	100.0	兼任2名	水産物の仕入	仕入	2,143	買掛金	525

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 水産物の仕入については、市場価格を勘案して決定している。
- ② 資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して設定している。

8. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 135円04銭
- ② 1株当たり当期純損失 30円97銭



(重要な後発事象)

当社は、平成21年4月10日開催の取締役会において、下記のとおり希望退職者の募集を行うことを決議いたしました。

希望退職者募集の概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 募集人員 | 10名程度   |
| (2) 対象者  | 平成21年4月1日時点で満49歳以上59歳未満の者                                 |
| (3) 募集期間 | 平成21年5月25日から平成21年5月30日まで                                  |
| (4) 退職日  | 平成21年6月30日  |
| (5) 優遇措置 | 本退職者に関しては特別割増退職金を支給する。<br>また、希望者に対しては再就職支援会社を通じた再就職支援を行う。 |

これに伴い、特別割増退職金及び再就職支援費用の発生が見込まれますが、全額翌事業年度に特別損失として計上する予定です。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

東都水産株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山正治	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	麻生和孝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦康雄	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東都水産株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 21 年 5 月 12 日

東 都 水 産 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	中 島 松 壽	Ⓔ
常勤監査役	政 本 富士男	Ⓔ
社外監査役	河 合 健一郎	Ⓔ
社外監査役	小 竹 誠	Ⓔ

以 上

## 株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
(お問合せ先)	
証券会社に口座をお持ちの場合	お取引の証券会社にお問合わせください。
特別口座の場合	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル) みずほ信託銀行株式会社全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店
株式取扱手数料	名義書換手数料 無 料 単元未満株式買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告方法	電子公告にて当社ホームページ ( <a href="http://www.tohsui.co.jp/">http://www.tohsui.co.jp/</a> )上に掲載いたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。なお、当社の決算情報もホームページにIR情報として掲載しておりますので、併せてご覧ください。